



島根県報

平成20年 6 月27日 (金)
第 1,995 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

生活保護法の規定による介護機関の指定	(地 域 福 祉 課)	1
保安林の指定施業要件の変更	(森 林 整 備 課)	2
補助金等交付規則第 3 条の規定によりソフトビジネスパーク島根賃貸型オフィス 整備促進事業空室補助金の交付の対象等を定める告示	(産 業 振 興 課)	2

公 告

平成20年度調理師試験の実施	(健 康 推 進 課)	3
平成20年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験の実施	(高 齢 者 福 祉 課)	4

正 誤

平成20年 3 月28日付け島根県報号外第42号中	(水 産 課)	6
平成20年 6 月17日付け島根県報第1,992号中	(中 小 企 業 課)	6

告 示

島根県告示第560号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成20年 6 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		実施する事業	事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所 の所在地		名 称	所 在 地	
有限会社 いわみライフセンター	浜田市浅井町1443-1	通所介護	ライフセンター國府	浜田市国分町600	平成20年 5月14日
有限会社 いわみライフセンター	浜田市浅井町1443-1	介護予防通所介護	ライフセンター國府	浜田市国分町600	平成20年 5月14日
社会福祉法人 ほのぼの会	出雲市万田町692番地2	短期入所療養介護	介護老人保健施設まんだ	出雲市万田町535番地1	平成20年 5月20日
社会福祉法人 ほのぼの会	出雲市万田町692番地2	介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設まんだ	出雲市万田町535番地1	平成20年 5月20日
社会福祉法人 ほのぼの会	出雲市万田町692番地2	通所リハビリテーション	介護老人保健施設まんだ	出雲市万田町535番地1	平成20年 5月20日
社会福祉法人 ほのぼの会	出雲市万田町692番地2	介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設まんだ	出雲市万田町535番地1	平成20年 5月20日

社会福祉法人 ほのぼの会	出雲市万田町692番地2	介護老人保健施設	介護老人保健施設まんだ	出雲市万田町535番地1	平成20年5月20日
--------------	--------------	----------	-------------	--------------	------------

島根県告示第561号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年6月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成11年2月24日農林水産省告示第322号（2に係るものに限る）、平成11年3月3日農林水産省告示第348号、平成11年3月3日農林水産省告示第349号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに雲南市役所及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第562号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、ソフトビジネスパーク島根賃貸型オフィス整備促進事業空室補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

ソフトビジネスパーク島根賃貸型オフィス整備促進事業実施要綱（平成16年島根県告示第293号）は、廃止する。

平成20年6月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

ソフトビジネスパーク島根賃貸型オフィス整備促進事業空室補助金

2 交付の目的

ソフトビジネスパーク島根賃貸型オフィス（平成16年6月21日付け指令産第148号により基本計画の承認を行った建物で、事業者に対して貸し付ける事務所を備えたものをいう。以下「オフィス」という。）の整備をした事業者（以下「事業者」という。）を支援する。

3 交付の対象等

オフィスに空室が発生したときに、事業者に対して交付する。

4 補助金等の額又はその交付の率

オフィスに空室が発生した年度において、空室に係る事務所ごとに次に定める算式により1月ごとに算出した額を合算した額の4分の3以内

1月当たりの空室が発生した日数／1月当たりの日数×空室に係る事務所の床面積×1平方メートル当たりの賃貸単価（空室に係る事務所の床面積の合計が1月当たり200平方メートルを超えるときは、200平方メートルを上限とする。）

5 その他

交付の対象となる期間は、オフィスの供用を開始した日から平成31年 3 月31日までとする。

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成20年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成20年 6 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験日時

平成20年10月 1 日（水）13時から15時まで

2 試験会場

松江市殿町 島根県民会館

浜田市片庭町 浜田合同庁舎

隠岐郡隠岐の島町 隠岐合同庁舎

3 試験科目

食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理理論

4 受験資格

次の学歴及び業務経験を有している者

(1) 学歴

学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者及び調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）附則第 3 項の各号のいずれかに該当する者

(2) 業務経験

多数人に対して飲食物を調理して供与する施設（継続して 1 回20食以上又は 1 日50食以上を調理して供与するものであること。）又は営業（飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業）において、2 年以上調理の業務に従事した者

5 受験手続及び提出書類

(1) 受験願書等の請求

受験願書等の関係用紙は、住所地を管轄する保健所健康増進グループ又は島根県健康福祉部健康推進課に請求すること。

関係用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「調理師試験願書請求」と朱書し、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角 2）を必ず同封すること。

(2) 提出書類

次に掲げる書類を住所地を管轄する保健所又は県外に住所を有する者にあつては、島根県健康福祉部健康推進課に提出すること。

ア 調理師試験願書

イ 調理業務従事証明書

ウ 学歴証明書

エ 戸籍抄本（学歴証明書の氏名と現在の氏名が異なる場合）

(3) 受験手数料

6,100円（島根県収入証紙で納入すること。）

(4) 受験願書等の提出期間

平成20年 7 月14日（月）から平成20年 7 月28日（月）まで（郵送の場合は、平成20年 7 月28日（月）までの消印のあるものに限る。）

6 受験票の送付

受験資格を審査した後、平成20年8月22日頃に送付する。

7 合格者の発表

平成20年10月31日午前10時に県庁前掲示板及び各保健所に掲示するとともにその受験番号を島根県のホームページに掲載する。また、平成20年10月31日以降に合格証を送付する。

8 その他

受験手続その他この試験に関する問合せは、最寄りの保健所又は島根県健康福祉部健康推進課にすること。
なお、郵便で問い合わせるときは、必ずあて先明記の返信用封筒を同封すること。

平成20年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成20年6月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験の日時

- (1) 試験日 平成20年10月19日(日)
- (2) 試験開始時刻 午前10時

2 試験会場

試験地	試験会場(所在地)
松江市	島根大学(松江市西川津町1060)
浜田市	県立浜田高等学校(浜田市黒川町3749)

3 受験資格

受験日において介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第113条の2に規定する業務従事期間要件を満たす者であること。

4 試験の内容等

(1) 内容及び方法

次の事項につき筆記試験により行う。

- ア 介護保険制度に関する基礎的知識
- イ 要介護認定及び要支援認定に関する基礎的知識及び技能
- ウ 居宅サービス計画及び施設サービス計画に関する基礎的知識及び技能
- エ 保健医療サービス及び福祉サービスに関する基礎的知識及び技能

(2) 試験問題の解答の免除

次の表の左欄に掲げる法定資格を取得している者については、それぞれ同表の右欄に掲げる分野の試験問題の解答を免除する。

法定資格	解答免除
ア 医師、歯科医師	保健医療サービスの知識(基礎・総合)
イ 薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、栄養士(管理栄養士)、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、柔道整復師	保健医療サービスの知識(基礎)
ウ 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士	福祉サービスの知識

なお、アからウまでの法定資格を重複して取得している者については、それぞれの分野の解答を免除する。

5 受験申込みに必要な書類等

(1) 平成20年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書

(2) 平成20年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験受験票

(3) 実務経験（見込）証明書

実務経験証明者と本人が同一の場合は、開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の実務経験を有することを客観的に証明できる書類の写しを添付すること。

また、見込証明となる者は、平成20年10月31日（金）までに改めて実務経験証明書を提出すること。この実務経験証明書が期限までに提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、受験は無効とする。

(4) 受験資格に応じて提出する書類

ア 国家資格等の免許等の写し

イ 社会福祉主事任用資格の取得が確認できる書類（大学の成績証明書等）

ウ 訪問介護員養成研修2級課程又はこれに相当する研修を修了したことが確認できる書類（研修の修了証書の写し等）

エ その他受験資格を確認するために必要な書類

6 受験手数料

7,000円に相当する額の島根県収入証紙を受験申込書の所定の欄にはり付けること（収入証紙には消印をしないこと。）。

7 受験申込受付期間及び提出先

(1) 受付期間

ア 平成20年7月28日（月）から平成20年8月15日（金）まで

イ 封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、必ず簡易書留にて郵送すること。（8月15日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

(2) 受験申込書の送付先

〒690-8501 島根県松江市殿町128番地 島根県健康福祉部高齢者福祉課

8 受験票の交付

受験票は郵送により交付する。試験日の10日前までに届かない場合は、島根県健康福祉部高齢者福祉課に問い合わせること。

9 受験申込書等の請求

受験の手引、受験申込書等は、平成20年7月1日（火）から、島根県健康福祉部高齢者福祉課、西部福祉事務所、松江保健所、雲南保健所、出雲保健所、県央保健所、浜田保健所、益田保健所、隠岐保健所、各市役所及び各町村役場で交付する。

なお、郵送で請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし、島根県健康福祉部高齢者福祉課あてに240円切手をはったあて先明記の返信用封筒（縦33センチメートル×横24センチメートルで郵便番号、住所及び氏名を記入したもの）を同封し請求すること。

10 合格者の発表

受験者全員に郵送により可否を通知する。また、島根県のホームページに合格者の受験番号を掲載する。

11 その他

(1) 交通手段

試験会場及びその周辺での駐車はできないので、バス等の公共交通機関を利用すること。

(2) 介護支援専門員実務研修

本試験の合格者を対象に行われる介護支援専門員実務研修については、別途案内する。

(3) 問合せ先

この試験についての問合せは、島根県健康福祉部高齢者福祉課（電話0852-22-6520）にすること。

正	誤
----------	----------

平成20年3月28日付け島根県報号外第42号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
32	下から2	ふぐ、あじ、さば	ぶり、あじ、さば

平成20年6月17日付け島根県報第1,992号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	下から19	ウ 駐輪場の位置の変更	ウ 駐輪場の位置及び収容台数の変更 (変更前)10台 (変更後)15台